

**改正**

平成25年3月29日告示第66号

平成28年3月31日告示第46号

平成28年7月29日告示第103号

荒尾市日常生活用具給付等事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項の規定に基づいて行う荒尾市日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

**第2条** 事業は、重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目、対象者等)

**第3条** 給付する用具の種目、給付対象者の障害程度等は、荒尾市地域生活支援事業利用料条例施行規則（平成18年規則第27号）別表 1 日常生活用具給付等事業のとおりとする。

2 貸与する用具の種目は、次の各号に掲げるとおりとし、貸与対象者は、それぞれ当該各号に定める。

(1) 福祉電話 難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及び次号に定める貸与対象者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）

(2) ファクシミリ 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）

(給付等の申請)

**第4条** 用具の給付等を希望する者は、荒尾市日常生活用具給付（貸与）申請書（様式第1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家

庭の経済状況等を実地に調査し、調査書（様式第2号）を作成するものとする。

（給付等の決定）

**第5条** 福祉事務所長は、前条第2項の調査書に基づき用具の給付等の要否について決定するものとする。この場合において、対象者が重度身体障害児及び重度知的障害児であるときは児童相談所長から、対象者が重度知的障害者であるときは知的障害者更生相談所長から、必要に応じて意見を聴くものとする。

2 福祉事務所長は、用具の給付（第3条第1項に規定する用具の給付をいう。以下同じ。）を決定したときは荒尾市日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を、用具の貸与（第3条第2項に規定する用具の貸与をいう。以下同じ。）を決定したときは荒尾市日常生活用具貸与決定通知書（様式第5号）を、申請を却下することを決定したときは却下決定通知書（様式第6号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

（給付等の方法）

**第6条** 福祉事務所長は、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して用具の給付等を行う。ただし、福祉事務所長は、業者の選定について、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるような経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定するものとする。

（用具の使用等）

**第7条** 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとし、違反した場合には、当該給付に要した費用の全額又は一部を負担しなければならない。

2 用具の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、当該用具をき損し、又は滅失したときは、直ちに福祉事務所長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

3 被貸与者は、当該用具を使用しなくなったとき又は貸与の目的に反して使用したときは、速やかに福祉事務所長に返還しなければならない。

（利用料）

**第8条** 事業に係る利用料については、荒尾市地域生活支援事業利用料条例（平成18年条例第27号）の規定による。ただし、用具の貸与については無償とし、当該用具の使用に係る費用は、被貸与者の負担とする。

2 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付した業者に対し、給付券を渡して利用料を直接支払

わなければならない。

- 3 前項の業者は、福祉事務所長に対し、給付券を提出して、当該用具の購入額から前項の規定により支払われた利用料の額を控除した額を請求するものとする。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附 則**

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
  - (1) 荒尾市重度身体障害児及び重度知的障害児並びに重度知的障害者日常生活用具給付事業実施要綱（平成12年告示第45号）
  - (2) 荒尾市重度身体障害者日常生活用具住宅改修費給付事業実施要綱（平成12年告示第99号）
  - (3) 荒尾市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成13年告示第41号）
  - (4) 荒尾市点字図書給付事業実施要綱（平成12年告示第101号）
- 3 この告示の施行の日前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる告示の規定により用具の給付等の申請があった場合については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年3月29日告示第66号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日告示第46号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年7月29日告示第103号）

この告示は、平成28年8月1日から施行する。